

墨田区体育館等の管理運営に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第 8 号

墨田区体育館等の管理運営に関する条例を廃止する条例

墨田区体育館等の管理運営に関する条例（昭和41年墨田区条例第38号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行されたこの条例による廃止前の墨田区体育館等の管理運営に関する条例（以下「廃止前条例」という。）第5条の2第1項に規定する前払式証票は、施行日以後においても、両国屋内プール条例（平成11年墨田区条例第10号）第10条第1項及びスポーツプラザ梅若条例（平成11年墨田区条例第40号）第10条第1項の規定による利用料金の納付に当たり、なお使用することができる。
- 3 この条例の施行の際、現に廃止前条例第5条の2第1項に規定する前払式証票に未使用分の額がある場合は、当該額に相当する額を返還することができる。この場合において、返還する額は、当該前払式証票の額面金額から未使用分の額を差し引いた額に0.9を乗じて得た額を、当該前払式証票の発行価額から差し引いた額とする。